

令和4年4月1日全面施行

民間事業者向け

個人情報保護法 ハンドブック



目次

1 個人情報保護法 1

- (1) 個人情報保護法
- (2) 個人情報保護法の改正

2 用語の説明 ① 3

- ☑ 「個人情報」とは
- ☑ 「個人識別符号」とは
- ☑ 「要配慮個人情報」とは
- ☑ 「個人情報データベース等」、「個人データ」、
「保有個人データ」とは

3 守るべき4つの基本ルール 6

3-1 個人情報の取得・利用

3-2 個人データの保管・管理

- (1) 安全管理の方法について
- (2) 個人データの漏えい等

3-3 個人データの第三者提供

3-4 保有個人データの開示請求等

4 用語の説明 ② _____ 20

- ☒ 「匿名加工情報」とは
- ☒ 「仮名加工情報」とは
- ☒ 「個人関連情報」とは

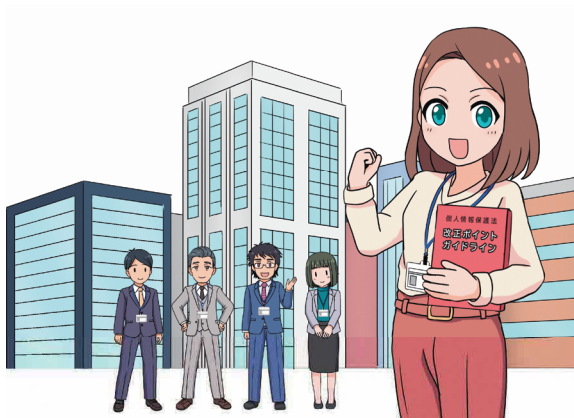
5 認定個人情報保護団体 _____ 24

6 適用除外 _____ 25

7 個人情報保護委員会 _____ 26

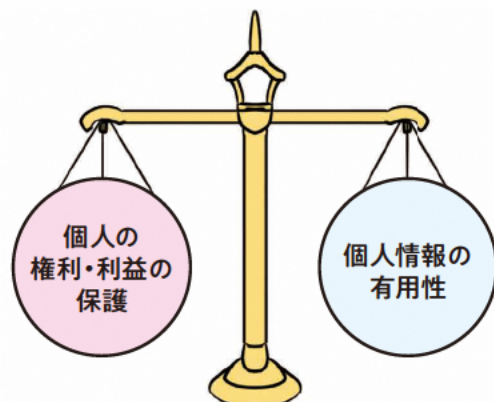
- (1) 個人情報保護委員会の監視・監督権限
- (2) 個人情報保護法相談ダイヤル等

※本ハンドブックでは、民間事業者向けのルールについて解説しています。



(1) 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、国の行政機関等に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。



MEMO

個人情報保護法の下に、「個人情報の保護に関する法律施行令(以下「政令」といいます。)」や「個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)」がありますが、これらを解説した資料として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。))やガイドラインに関するQ&Aを公表しています。

個人情報の取扱いについて詳しく確認したい場合には、ガイドライン等をご参照ください。

(2) 個人情報保護法の改正

デジタル技術の飛躍的な進展により、ビッグデータの収集・分析が可能となり、また、経済・社会活動のグローバル化に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増えています。

一方、個人情報に対する消費者や利用者の意識が高まっており、消費者や利用者の安心・安全や信頼を確保することが求められています。

個人情報保護法はこういった社会の変化に対応できるよう、施行後3年を目途として見直しが必要と定められており、令和2年6月に改正法が公布され、令和4年4月1日から全面施行されました。

また、国の行政機関や独立行政法人、地方公共団体等はそれぞれ個人情報保護法とは異なるそれぞれ別の個人情報に関する規律が適用されていましたが、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、それらの法律等が廃止され、令和4年4月には国の行政機関等について、令和5年春には地方公共団体等についても、改正後の個人情報保護法が一元的に適用されることが決まっています。

MEMO

AI・ビッグデータ活用の例として、いわゆる「プロファイリング」といった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、かかる分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。

P6~8「3-1 個人情報の取得・利用」をCHECK!

個人情報保護法に規定された用語について説明します。

☑ 「個人情報」とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。

MEMO

たとえば、「氏名」のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、通常、個人情報になります。また、「生年月日と氏名の組合せ」、「電話番号と氏名の組合せ」なども個人情報です。

☑ 「個人識別符号」とは

個人識別符号とは、その情報だけでも特定の個人を識別できる番号、記号、符号等で、個人情報に該当します。個人識別符号は、政令や規則で限定的に列挙されています。

MEMO

例えば、以下のものが「個人識別符号」に当たります。

- ① 生体情報を変換した符号として、DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋 等
- ② 公的な番号として、パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、保険証番号 等

☑ 「要配慮個人情報」とは

要配慮個人情報とは、個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法・政令・規則に定められた情報です。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等のほか、身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことが該当します。

取扱い時に注意すべきポイントとして、要配慮個人情報を取得する場合は、利用目的の特定、通知又は公表に加え、あらかじめ本人の同意が必要です。

また、要配慮個人情報は、オプトアウトによる第三者提供はできないので注意が必要です。

P16「3-3個人データの第三者提供」の「オプトアウト」をCHECK!

MEMO

その他、規則に定める加工基準に基づき加工した情報（匿名加工情報、仮名加工情報）や、生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しない「個人関連情報」といったものがあります。

P20～P23「用語の説明②」をCHECK!

☑ 「個人情報データベース等」、「個人データ」、 「保有個人データ」とは

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいいます。

そして、「個人情報データベース等」を構成する個人情報が「個人データ」です。

また、個人情報取扱事業者が、本人からの請求により開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データを「保有個人データ」といいます。

MEMO

「個人情報データベース等」を事業のために使っている者が「個人情報取扱事業者」であり、個人情報保護法の対象となります。

「個人情報取扱事業者」には、法人や個人事業主だけではなく、NPO法人、マンションの管理組合、自治会や同窓会などの非営利組織も含まれます。

改正POINT

改正前の個人情報保護法では、6か月以内に消去する個人データは開示・訂正・利用停止等の対象外とされていましたが、改正法では6か月以内に消去するデータについても対象となりました。



3

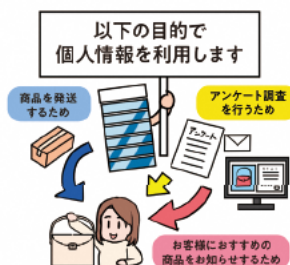
守るべき4つの基本ルール

個人情報保護法では、個人情報の取扱いについて、4つの基本ルールを規定しています。

3-1 個人情報の取得・利用

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています（個人情報保護法第17条第1項、以下「法〇条〇項」と略します。）。

また、特定した利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に、速やかに本人に通知又は公表する必要があります。



MEMO

個人情報を書面で取得する場合は、利用目的を本人に明示する必要があります（法21条2項）。

なお、取得の状況から見て利用目的が明らかである場合は、通知・公表する必要はありません（法21条4項4号）。

例えば、商品配送のために配送伝票に氏名・住所等を記載してもらう場合は、利用目的が明らかなため、取得の際の通知・公表の必要はありません。

取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。

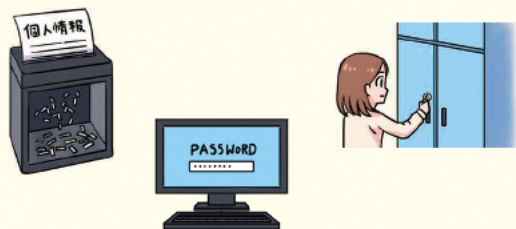
特定した利用範囲以外のことに利用する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません(法18条1項)。

MEMO

個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった場合等には、当該データを遅滞なく消去するように努めなければならないとされています(法22条)。

また、利用する必要がなくなった場合等には、本人による保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の請求対象となります(法35条5項)。

例えば、キャンペーンの懸賞品送付のために保有していた応募者の個人データは、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合は、利用する必要がなくなった時に該当すると考えられます。



個人情報とは偽りその他不正の手段による取得をしてはならず、適正に取得しなければなりません(法20条)。

改正POINT

改正法では「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により個人情報を利用してはならない(法19条)として不適正な方法による個人情報の利用が禁止されました。

不適正な方法による利用については以下のようなケースが該当します。

- 違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、違法な行為を営むことが疑われる事業者に対して、個人情報を提供すること。
- 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、違法な差別が誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。
- 性別・国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、採用選考を通じて取得した個人情報を利用すること。
- 広告配信を行っている事業者が、違法薬物等の違法な商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用すること。

3-2 個人データの保管・管理

個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています(法23条)。

MEMO

安全管理が図られるよう、個人情報取扱事業者は従業者や委託先に対して、必要かつ適切な監督を行う必要があります(法24条、25条)。

また、個人の権利利益を害するおそれ大きい個人データの漏えい、滅失や毀損が発生してしまった場合、個人情報保護委員会への報告及び、漏えい等が発生したことを本人に通知する必要があります。

P12「個人データの漏えい等」をCHECK!

(1) 安全管理の方法について

個人データの安全管理のため講じなければならない措置は、個人データが漏えい等した場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があります。



MEMO

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針や個人データの取扱規程を策定することが重要です。また、その他、講ずるべき具体的な措置は、以下のものなどがあります。

組織的安全管理措置	● 組織体制の整備 ● 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 ● 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 ● 漏えい等の事案に対応する体制の整備 ● 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
人的安全管理措置	● 従業員の教育
物理的安全管理措置	● 個人データを取り扱う区域の管理 ● 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ● 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ● 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
技術的安全管理措置	● アクセス制御 ● アクセス者の識別と認証 ● 外部からの不正アクセス等の防止 ● 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止
外的環境の把握	● 外国において、個人データを取り扱う場合、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施

改正POINT

これらの安全管理措置が講じられていることを本人が把握して、開示等の請求を行うことができるように、安全管理のために講じた措置を公表等することが必要になりました。

安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、ホームページ等で本人が知り得る状態に置くことが必要となります。

MEMO

従業員の数が100人以下の中小規模事業者(一部の事業者を除く)に対しては、ガイドラインにおいて、講ずるべき安全管理措置の内容として、別途手法が例示されています。

取り扱う個人情報の性質や量等によりますが、例えば、

- 個人情報の取扱いの基本的なルールを決める
- 従業者を教育する
- 紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しに保管する
- パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する
- パソコンにセキュリティ対策ソフトウェアを導入する

などの手法が考えられます。



(2) 個人データの漏えい等

個人情報取扱事業者には、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合に講ずるべき措置として、①事業者内部における報告及び被害の拡大防止、②事実関係の調査及び原因の究明、③影響範囲の特定、④再発防止策の検討及び実施、⑤個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が、ガイドラインにおいてあげられています。

改正POINT

以下の漏えい等の事案が発生した場合、又は、発生したおそれがある事態が生じた場合は、個人の権利利益を害するおそれ大きいとして、個人情報保護委員会への報告・本人通知が義務化されました。

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 本人の数が1,000件を超える漏えい等

速報・確報

漏えい等が発生し、報告の必要がある場合は、事業者が事態を知った時点から概ね3～5日以内に「速報」として、また30日以内(不正の目的によるおそれがある場合は60日以内)を「確報」として個人情報保護委員会への報告が必要となりました。また、事態の状況に応じて、速やかに本人への通知を行わなければなりません。

MEMO

漏えい等とは、漏えい、滅失又は毀損のことをいいます。

3-3 個人データの第三者提供

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません（法27条1項）。

ただし、以下のような場合は例外的に、第三者提供の本人の同意が不要になります。

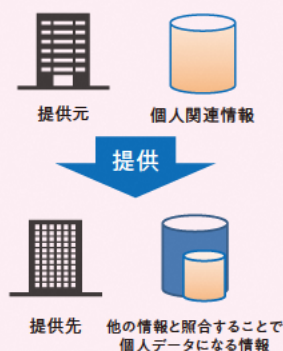
- 法令に基づく場合（例：警察、裁判所、税務署等からの照会）
- 人の生命・身体・財産の保護に必要でかつ本人の同意取得が困難（例：災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供）
- 公衆衛生・児童の健全育成に必要でかつ本人の同意取得が困難（例：児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有）
- 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して、協力が必要でかつ本人の同意取得により、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- 学術研究目的での提供、利用
- オプトアウト **P16「オプトアウト」をCHECK!**
- 委託、事業承継、共同利用

また、第三者に個人データを提供した場合、第三者から個人データの提供を受けた場合は、一定事項を確認・記録する必要があります（法29条、30条）。

改正POINT

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報については、個人関連情報の第三者提供の制限等として、個人情報保護法第31条の規定により、本人同意が得られていること等の確認が必要となりました。

（例：Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴など）



P23「個人関連情報」をCHECK!

MEMO

- 確認・記録事項は、以下のとおりです。

記録の保存期間は原則3年です。

提供した場合

「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか

提供を受けた場合

「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたかに加えて「相手方の取得経緯」について

ただし、一般的なビジネスの実態に配慮して、例外規定があります。

- 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OKです。
- 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOKです。
- また、以下の場合には記録義務はかかりません。
 - 本人による提供と整理できる場合(例: SNSでの個人の投稿)
 - 本人に代わって提供していると整理できる場合(例: 銀行振込)
 - 本人側への提供と整理できる場合(例: 同席している家族への提供)
 - 「個人データ」に該当しないと整理できる場合(例: 名刺1枚のコピー)

等

改正POINT

個人データの第三者提供記録についても、本人が開示請求できるようになりました。

MEMO

外国にある第三者に個人データを提供する場合は、次の①～③のいずれかを満たす必要があります(法28条)。

- ① 外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が適切な体制を整備している(※)。
- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国又は地域(EU及び英国。令和4年4月時点)に所在している。

(※)具体的には、以下が該当します。

- 外国にある第三者が個人情報の取扱いに関する国際的な枠組み(例:APEC越境プライバシールール(CBPR)システム*)に基づく認証を受けていること
 - 外国にある第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データを提供する者によるAPEC越境プライバシールール(CBPR)システムの認証取得等によって担保されていること
- ※APEC越境プライバシールール(CBPR)システムとは、APEC域内における個人データ越境移転を円滑にする仕組みです。

改正POINT

各要件に基づく外国にある第三者への個人データの提供時に、それぞれ以下が義務付けられました。

- 要件①** 外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る。
- ➡ 同意取得時に移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供すること。
- 要件②** 外国にある第三者が適切な体制を整備している。
- ➡ 移転先事業者の取扱い実施状況等の定期的な確認及び、問題が生じた場合の対応の実施、更には本人の求めに応じてこれらの対応や移転先における個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制の整備の方法、当該外国の名称等に関する情報を提供すること。

☑ 「オプトアウト」とは

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる制度です（法 27 条 2 項）。

オプトアウトにより個人データを第三者に提供する場合は、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出なければなりません。

個人情報保護委員会は、届け出のあった事項を公表することとなり、個人情報保護委員会のウェブサイトで、オプトアウトを行っている事業者や、第三者提供されている個人データの項目などを確認することで、本人が当該第三者提供の停止を求めることができます。

改正POINT

これまで要配慮個人情報とはオプトアウトによる個人データの第三者提供ができないと定められていましたが、改正法では「不正に取得された個人データ」及び「オプトアウト規定により提供された個人データ」もオプトアウトにより第三者提供することができないと定められました。

また、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態におく事項として、「提供を行う事業者の氏名・名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名」、「提供される個人データの取得の方法」、「提供される個人データの更新の方法」及び「提供を開始する予定日」が追加されました。

個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求を受けた時は、原則として当該請求に対応しなければならないとされています（法33条～35条）。

以下の①～⑤について、「本人が知り得る状態」に置く必要があります。方法については、HP公表、事業所での掲示等です。

また、それを行わない場合は、以下の①～⑤に関する問合せに対して遅滞なく答えられるようにしておく必要があります。

- ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所
※法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 全ての保有個人データの利用目的
- ③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求手続
（手数料を定める場合は手数料の額）
- ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置
（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）※具体的な内容についてはP10参照
- ⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
（認定個人情報保護団体に加盟している場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）

また、個人情報の取扱いに関する苦情等には、適切・迅速に対応するよう努めることが必要です（法40条）。

改正POINT

個人データの本人への開示方法は原則書面とされていましたが、本人にウェブサイト上でダウンロードしてもらう方法など、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになりました。

改正POINT

改正前の個人情報保護法では、個人情報の不正取得があった場合等、一定の個人情報保護法違反の場合に限って保有個人データの利用の停止、消去又は第三者提供の停止の請求ができとされていましたが、これらの場合に加え、以下の場合にも上記の各種請求が可能となりました。

- 個人データを利用する必要がなくなった場合
- 個人情報保護委員会への報告義務がある重大な漏えい等の事案が発生した場合
- 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

MEMO

本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして、保有個人データの利用の停止、消去、又は第三者提供の停止が認められると考えられるケースは、以下の例が該当します。これらの場合、事業者は対応しなければなりません。

- ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、退職した社員の情報を現在も自社の社員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合



消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ対外的にわかりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要です。



MEMO

プライバシーポリシー等においても、P6～P7に記載の利用目的の特定や、P15に記載の外国にある第三者への個人データの提供時の情報提供、P17に記載の公表事項の充実など、改正法で新たに設けられた項目についての公表等が十分であるか確認しましょう。

個人情報保護法に規定された用語について説明します。

☑ 「匿名加工情報」とは

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報
を加工したもので、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を
促進することを目的に創設されたもので、匿名加工情報を第三者に提供
する際、本人の同意は不要とされています。

匿名加工情報の作成方法の基準は、規則で定められており、基準に
則って匿名加工情報を作成した場合は、当該匿名加工情報に含まれる
個人に関する情報の項目を公表する義務があります（法43条3項）。

匿名加工情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ、第三者に提供
される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供
方法を公表するとともに、提供する情報が匿名加工情報である旨を明示
する必要があります（法43条4項、44条）。

MEMO

「匿名加工情報」の定義・取扱いに係る義務は、P22「匿名加工情報と
仮名加工情報の定義・義務の違い」を参照。

「か め い 仮名加工情報」とは

改正POINT

「仮名加工情報」は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、事業者内部における分析に限定すること等を条件に、利用目的の変更の制限や漏えい等の報告、開示・利用停止等の請求への対応等の義務を緩和し、様々な分析に活用できるようにするものです。

「匿名加工情報」と「仮名加工情報」は加工方法や取扱いルールが異なります。

仮名加工情報の作成例

個人情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	旅券番号	店舗	クレジットカード番号
山田一郎	55歳	20XX 04 02	09:50	940円	TH012	露ヶ関店	5567 2356 ...
佐藤次郎	29歳	20XX 05 29	15:10	1220円	TY560	赤坂見附店	4787 9877 ...
伊藤三郎	45歳	20XX 11 14	21:34	670円	TY390	赤坂見附店	1445 7564 ...
...							

仮名加工情報

YH2356	55歳	20XX 04 02	09:50	940円		露ヶ関店	
YD4890	29歳	20XX 05 29	15:10	1220円		赤坂見附店	
XJ3375	45歳	20XX 11 14	21:34	670円		赤坂見附店	
...							

- 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換

例) 氏名などを仮IDに置換

- 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換

例) 旅券番号の削除

- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換

例) クレジットカード番号の削除

※置換…復元することのできる規則性を有しない方法により、他の記述等に置き換えること

匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

		匿名加工情報	仮名加工情報
定義		特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報復元することができないように加工された個人に関する情報 ※本人が一切分からない程度まで加工されたもの(個人情報に該当せず)	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報 ※対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工されたもの(個人情報に該当)
取扱いに係る義務	加工の方法	●氏名等を削除(又は置換) ●項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工 ●特異な記述の削除等	●氏名等を削除(又は置換) ●個人識別符号の全部を削除 ●不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除(又は置換)
	安全管理措置	●加工方法等情報の安全管理 ※ 対照表は匿名加工情報の作成後に破棄する必要がある ●匿名加工情報の安全管理(努力義務)	●対照表等の安全管理 ●仮名加工情報の安全管理
	作成した時	●情報の項目の公表	●利用目的の公表
	提供する時	●情報の項目・提供の方法の公表 ※ 本人同意のない第三者への提供が可能	●第三者提供の原則禁止 ※ 委託・共同利用は可能 ※ 「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能
	利用する時	●識別行為の禁止 ●苦情処理等(努力義務)	●識別行為の禁止 ●本人への到達行為の禁止 ※ 電子メールの送付、住居訪問等の禁止 ●利用目的の変更が可能 ※ 目的外利用は禁止 ●利用目的達成時の消去(努力義務) ●苦情処理(努力義務)

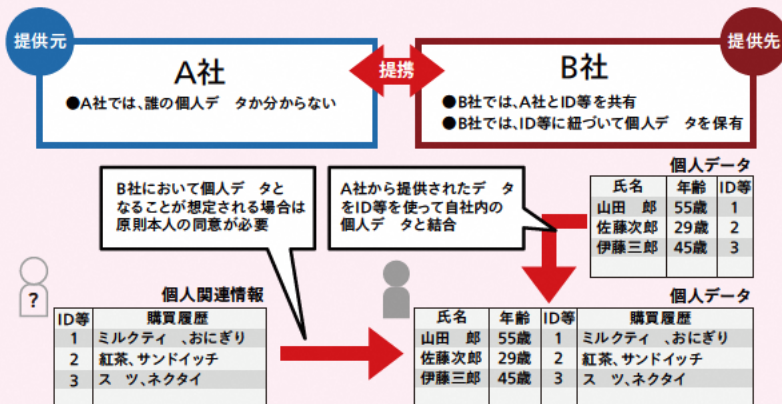
☑ 「個人関連情報」とは

改正POINT

「個人関連情報」は「生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。例えば、以下のようなものが該当します。

- Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- ある個人の位置情報

※個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しません。例えば、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当します。



MEMO

個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意の取得については、基本的には、提供先事業者によって取得する必要があります。

同意の取得方法としては、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法や、確認欄へのチェックを求める方法等が考えられます。ウェブサイトで同意を取得する場合は、単にウェブサイトに記載するのみでは足りず、ウェブサイト上のボタンをクリックする方法等が考えられます。

☑ 「認定個人情報保護団体」とは

認定個人情報保護団体とは、事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、個人情報保護委員会の認定を受けた民間団体です。

認定個人情報保護団体は、業界の特性等に応じた自主的なルール（個人情報保護指針）を作成するよう努める義務があり、また、対象事業者が指針を遵守するよう指導・勧告を行う義務があります（法54条）。

また、認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情を処理する義務があります（法53条）。

改正POINT

改正法では企業単位に限られず、企業の特定分野（部門）を対象とする団体も、新たに認定の対象となりました。

憲法が保障する基本的人権への配慮から、

- ① 報道機関が報道の用に供する目的
- ② 著述を業として行う者が著述の用に供する目的
- ③ 宗教団体が宗教活動の用に供する目的
- ④ 政治団体が政治活動の用に供する目的

で個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務は適用されないこととされています(法57条1項)。

また、これらの者に個人情報を提供する行為には、個人情報保護委員会はその権限を行使しないこととされています(法146条2項)。

改正POINT

「学術研究機関等が学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合、以前は一律に適用除外とされていましたが、安全管理措置や開示請求等については、他の民間事業者と同様の規律を受けることとされました。

研究データの利用や流通を直接制約してしまう可能性がある、

- 利用目的による制限
- 要配慮個人情報の取得制限
- 第三者提供の制限

等については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除いて、一部例外規定を整備しています。

(1) 個人情報保護委員会の監視・監督権限

個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いに向けた取り組みを行っており、個人情報保護法に違反する、又は違反するおそれがある場合に、必要な報告又は資料提出の要求、又は立入検査を実施し、指導・助言や勧告・命令をすることができます。

個人情報保護委員会の命令に従わない場合等には、罰則の適用もあり得ます。

改正POINT

改正法により、罰則規定が強化されました。

命令に違反	1年以下の懲役又は100万円(法人は1億円)以下の罰金
虚偽の報告等	50万円以下の罰金
従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用	1年以下の懲役又は50万円(法人は1億円)以下の罰金

改正POINT

改正前の個人情報保護法では、域外適用の対象となる外国事業者に対する個人情報保護委員会の監督権限は、指導及び助言並びに勧告のような強制力を伴わない権限に留まっていましたが、改正法では、罰則によって担保された報告徴収・命令も対象となりました。

(2) 個人情報保護法相談ダイヤル等

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、苦情あつせんのための個人情報保護法相談ダイヤルを設置しています。

個人情報保護法相談ダイヤル

☎ 03-6457-9849

受付時間: 9:30 ~ 17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

PPC質問チャット

個人情報保護委員会では、個人情報保護法等に関する質問に対して24時間回答できるよう、チャットボットサービスの提供をしています。

URL <https://2020chat.ppc.go.jp/>

PPCビジネスサポートデスク

個人情報保護委員会では、事業者のみなさんが、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等について、相談を受け付けています。

PPCビジネスサポートデスク

☎ 03-6457-9771

受付時間: 9:30 ~ 17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護法について、もっと詳しく知りたい方は、

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、
仮名加工情報・匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編)
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A
- マンガで学ぶ 個人情報保護法



を個人情報保護委員会のウェブサイトに掲載していますのでご参照ください。

URL

<https://www.ppc.go.jp/>



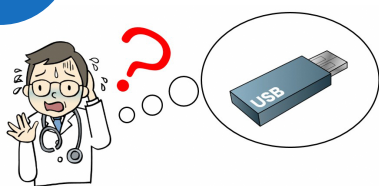
個人データの漏えい等 報告について



このような場合、報告対象となります！

1

要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

例 2.

従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

2

不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある
個人データの漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

例 2.

送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

3

不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
（又はそのおそれ）



例 1.

不正アクセスにより個人データが漏えいした場合

例 2.

ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

例 3.

個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

例 4.

事業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

4

個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

例 2.

自社の会員（1,000人超）にメールマガジンの配信を行う際、本来メールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところをCC欄に入力して一括送信した場合

報告の期限

まずは **速報(新規)**

発覚日から、3～5日以内

発覚したら、まずは速やかに報告してください。

次に **確報(続報)**

発覚日から、30日以内

不正な目的で行われたおそれがある(表面③)の場合は、

発覚日から、60日以内

確報にて、以下の項目を報告する必要があります。

1. 概要
2. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
3. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
4. 原因
5. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
6. 本人への対応の実施状況
7. 公表の実施状況
8. 再発防止のための措置
9. その他参考となる事項

漏えい等報告はHPで受け付けています

漏えい等報告 個人情報委

検索

お役立ち資料

自己点検チェックリスト
などお役立ちツール集



個人情報保護法
ヒヤリハット事例集



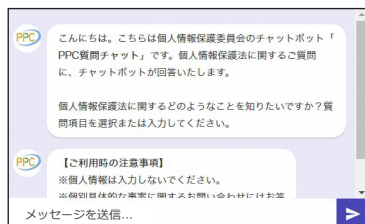
漏えい時の対応について
研修用動画



個人情報保護法に関する疑問・質問はこちら

PPC質問チャット

個人情報保護法に関する
質問に回答する24時間
チャットボットサービス



<https://2020chat.ppc.go.jp/>

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度
についての一般的な質問や、個人情報の取扱い
に関する苦情の申出についてのあせんを
行う、相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会公式Twitter

個人情報保護法などに関する最新情報や
活動内容をお知らせしています。



@PPC_JPN